

瀬戸内海環境保全特別措置法様式記載要領

平成24年3月27日改定

平成24年3月27日に公布された水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年環境省令第三号）による改正後の瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則（以下「規則」といいます。）に規定する様式（以下単に「様式」といいます。）の記載方法については、下記のとおりとします。

記

1. 様式記載の全般に係る事項について

(1) 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」といいます。）第5条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第4項、第9条又は第10条第3項に基づくそれぞれの申請又は届出に必要な様式は、下表のとおりです。

なお、様式第1及び様式第2の別紙7については、水質汚濁防止法第2条第8項に規定する有害物質使用特定施設（以下単に「有害物質使用特定施設」といいます。）に該当しない場合は提出する必要はありません。

申請又は届出の種類	必要な様式	必要な様式の別紙
法第5条第1項に基づく申請（設置許可） （公共用水域に水を排出する特定施設の設置）	様式第1	別紙1～7
法第7条第2項に基づく届出（既存の施設の届出） （公共用水域に水を排出する特定施設の使用）	様式第2	別紙1～7
法第8条第1項に基づく申請（変更許可） （公共用水域に水を排出する特定施設の変更）	様式第1	別紙1～7のうち、変更に係る箇所についてのみ記載・提出
法第8条第4項に基づく届出（軽微な変更届出） （公共用水域に水を排出する特定施設の変更のうち、総理府令で定める軽微なもの）	様式第2	
法第9条に基づく届出（排出水の汚染状態又は用水若しくは排水の系統並びに特定施設（有害物質使用特定施設に限る）の設備の変更の届出）	様式第2	
法第9条に基づく届出（氏名等の変更の届出）	様式第5	なし
法第9条に基づく届出（特定施設の使用の廃止）	様式第7	なし
法第10条第3項に基づく届出（承継の届出）	様式第8	なし

(2) 申請人又は届出者は、様式に合致する様式であれば、自ら用意した用紙によって申請又は届出を行うことも可能です。その際、申請人又は届出者において各々の欄の大きさを適宜調整してください。

(3) 法第8条第1項若しくは第4項又は第9条に基づく特定施設の構造等の変更の申請又は届出に際しては、様式第1又は様式第2及び変更に係る別紙の提出で足りります。

(4) 様式第1（別紙1～7を含む。）による申請又は様式第2（別紙1～7を含む。）、様式第5、様式第7若しくは様式第8による届出については、次の～に従い、フロ

フロッピーディスクにより申請又は届出を行うことも可能です。規則では、フロッピーディスクのフォーマット、オペレーティングシステム（OS）のみ規定しています。各府県、政令市で導入しているシステムが異なるので、フロッピーディスクによる申請又は届出をしようとする場合には、用いるソフト等を各府県、政令市で確認してください。

用いることができるフロッピーディスクとフォーマットは、次のとおりです。

- ・2DD型は720KBフォーマット
- ・2HD型は1.44MBフォーマット

ボリュームとファイル構成は、次のとおりです。

- ・MS - DOS（アメリカ マイクロソフト社の登録商標）オペレーティングシステム（OS）

フロッピーディスクのラベルには、申請人又は届出者の氏名（法人の場合は法人名と代表者名）と、申請年月日又は届出年月日を記載し提出してください。

様式第9に必要事項を記載の上、正本及びその写し1通を提出してください。

2．別紙1（特定施設の構造）の記載について

- (1) 「工場又は事業場における施設番号」の欄には、当該工場又は事業場内の全施設のうちから当該特定施設を特定するために当該工場又は事業場において用いている番号、名称等を記載してください。
- (2) 「特定施設番号及び名称」の欄には、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の当該特定施設の該当する施設番号及びその名称を記載してください。
- (3) 「設置年月日」の欄には、法第7条第2項の規定に基づき、特定施設の使用の届出を行う場合に、当該特定施設の据え付け工事に着手した年月日について記載してください。
なお、法第5条第1項に基づく特定施設の設置の許可申請、法第8条第1項に基づく特定施設の構造等の変更の許可申請、法第8条第4項に基づく軽微な変更の届出又は法第9条に基づく排水の汚染状態等の変更の届出の場合には、本欄への記載は不要です。
- (4) 法第7条第2項に基づく届出の場合には、「工事着手予定年月日」、「工事完成予定年月日」及び「使用開始予定年月日」の欄への記載は不要です。

3．別紙2（特定施設の使用の方法）の記載について

- (1) 「工場又は事業場における施設番号」の欄については、2（1）と同様に記述し、別紙1との対応がわかるようにしてください。
- (2) 「特定施設番号及び名称」の欄については、2（2）と同様に記述し、別紙1との対応がわかるようにしてください。
- (3) 「操業の系統」の欄には、工場や事業場等にある製造工程等のうち、特定施設を含む操業の系統について記載してください。
- (4) 「使用の季節的変動」の欄には、特定施設の使用に季節的変動がある場合に、その概要について記載してください。
- (5) 「原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量」の欄には、特定施設を含む作業工程において使用する原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量について記載してください。
- (6) 「汚水等の汚染状態」の欄には、特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水又は廃液（以下「汚水等」といいます。）の汚染状態について記載してください。また、「汚水等の量」の欄には、当該特定施設から排出される汚水等の量について記載してください。

4．別紙3（汚水等の処理の方法）の記載について

- (1) 「工場又は事業場における施設番号」の欄には、当該工場又は事業場内の全施設のうちから当該処理施設を特定するために当該工場又は事業場において用いている番号、名称等を記載してください。
- (2) 「設置年月日」の欄には、法第7条第2項の規定に基づき、特定施設の使用の届出を行う場合に、当該特定施設からの排水の処理施設の据え付け工事に着手した年月日について記載してください。
なお、法第5条第1項に基づく特定施設の設置の許可申請、法第8条第1項に基づく特定施設の構造等の変更の許可申請、法第8条第4項に基づく軽微な変更の届出又は法第9条に基づく排水の汚染状態等の変更の届出の場合には、本欄への記載は不要です。
- (3) 「工事着手予定年月日」、「工事完成予定年月日」、「使用開始予定年月日」、「種類及び型式」、「構造」、「主要寸法」、「能力」、「処理の方式」、「使用時間間隔」及び「1日当たりの使用時間」の欄には、汚水等の処理施設について、それぞれの該当事項を記載してください。
なお、法第7条第2項に基づく届出の場合には、「工事着手予定年月日」、「工事完成予定年月日」及び「使用開始予定年月日」の欄への記載は不要です。
- (4) 「処理の系統」の欄には、処理施設内で行われている汚水等の処理手順を記載してください。
- (5) 「集水及び導水の方法」の欄には、汚水等の集水及び処理施設までの導水の方法について記載してください。
- (6) 「使用の季節変動」の欄には、汚水等の処理施設の使用に季節的な変動がある場合にその概要について記載してください。
- (7) 「消耗資材の1日当たりの用途別使用量」の欄には、汚水等の処理施設において中和、凝集、酸化その他の反応の用に供する消耗資材の1日当たりの用途別使用量について記載してください。
- (8) 「汚水等の汚染状態及び量」の欄には、汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量について記載してください。「種類・項目」の欄には、排水の汚染状態の種類・項目について記載し、それぞれの項目について、その汚染状態の値を記載してください。
- (9) 「残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法」の欄には、汚水等の処理によって生ずる残さの種類及び1月間の種類別生成量並びにその処理の方法の概要について記載してください。
- (10) 「排水の排出方法」の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先も含めて記載してください。

5．別紙4（排水の汚染状態及び量）の記載について

- (1) 「工場又は事業場における施設番号」の欄には、当該工場又は事業場内の全施設のうちから当該排水口を有する施設を特定するために当該工場又は事業場において用いている番号、名称等があれば、それを記載してください。
- (2) 「排水の汚染状態」、「排水の量」の欄は、それぞれ当該特定事業場の排水口におけるそれぞれの状態について記載してください。

6．別紙5（排水の排水系統別の汚染状態及び量）の記載について

- (1) 「特定排水」の欄（特定排水とは、排水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であって、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用

途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいいます。)には、特定排出水の化学的酸素要求量に関する汚染状態の通常値及び最大値(2以上の業種その他の区分(「業種その他の区分」とは、水質汚濁防止法施行規則第1条の5第3項に規定する環境大臣が定める業種その他の区分及び関係府県知事がこれを更に区分したものをいいます。以下同じ)に係る場合にあつては、当該区分ごとの値)、特定排出水の1日当たりの通常量及び最大量(2以上の業種その他の区分に係る場合にあつては、当該区分ごとの量)並びに特定排出水に係る汚濁負荷量の1日当たりの通常量及び最大量(2以上の業種その他の区分に係る場合にあつては、当該区分ごとの量)について記載してください。

- (2)「特定排出水以外の排出水」の欄には、特定排出水以外の排出水の化学的酸素要求量に関する汚染状態の通常値及び最大値、特定排出水以外の排出水の1日当たりの通常量及び最大量並びに特定排出水以外の排出水に係る汚濁負荷量の1日当たりの通常量及び最大量について記載してください。

7. 別紙6(用水及び排水の系統)の記載について

- (1)「用水及び排水の系統」の欄は、当該特定事業場における用水及び排水の系統について図示してください。
- (2)「用途」の欄については、用水の使用用途(ボイラー用水、原料用水、洗浄水、冷却水等)を記載してください。
- (3)「使用水」の欄には、用水の種類(上水道、工場用水、地下水、河川水、海水等)を記載してください。

8. 別紙7(特定施設の設備)の記載について

- (1)「工場又は事業場における施設番号」の欄については、2(1)と同様に記述し、別紙1との対応がわかるようにしてください。
- (2)「特定施設番号及び名称」の欄については、2(2)と同様に記述し、別紙1との対応がわかるようにしてください。
- (3)「設備」の欄には、施設に付帯する配管、排水溝、ためます等の設備名を記載してください。
- (4)「構造」の欄には、設備の構造(材質等)を記載し、検知設備等を有する場合にはその旨を記載してください。
- (5)「主要寸法」の欄には、主要な設備に係る寸法を記載してください。
- (6)「配置」の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載することとしており、地下に設置される場合にはその旨が分かるよう記載してください。
- (7)有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されませんので、その他参考となるべき事項の欄にその旨記載してください。

9. その他

- (1)各別紙の「その他参考となる事項」欄の記載事項については、当該特定事業場管轄の府県又は政令市の長の指示に従ってください。その他、様式の記載に関わる詳細な事項についても、当該府県又は政令市の長の指示に従ってください。
- (2)改正後の規則の施行後も各自治体に現存する用紙の有効利用、従前から申請又は届出を行っている事業者への配慮等の点から、改正前の様式による用紙についても、当分の間、これを取り繕って使用できるとされています。